

原町内会自主防災会内規

(目的)

第1条 本会は、原町内会自主防災会規程に基づき平常時における防災意識の向上並びに災害時における防災活動を自主的に行うため区域別、担当分野別に定め町内区域内の被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(活動)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

2 平常時における活動

(1) 防災活動に関する意識の向上・知識の普及・啓発に関すること。

ア. 防災活動に関する講演会、講習会等の計画・開催及び参加すること。

(2) 防災訓練に関すること。

ア. 防災訓練(情報収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導、給水給食、要避難者支援)の計画・開催及び参加すること。

イ. 津波避難訓練の計画・開催及び参加すること。

ウ. 避難施設開設訓練の計画・開催及び参加すること。

エ. 他地域団体主催の訓練等(鵜沼地区総合防災訓練、鵜沼小学校防災連絡協議会、鵜洋小学校防災連絡協議会、鵜沼中学校防災訓練)に参加すること。

(3) 避難場所・施設に関すること。

ア. 一時避難場所、広域避難場所、避難施設の場所を確認すること。

(4) 防災設備に関すること。

ア. 街頭消火器、防火水槽、防災井戸、防災機材庫の場所を確認すること。

イ. 防災備蓄品の補充、更新及び点検・維持管理すること。

ウ. 防災機材の補充、更改及び点検・維持管理すること。

(5) 津波に関すること。

ア. 津波避難ルート、津波避難先の場所を確認すること。

(6) 要支援者に関すること。

ア. 避難行動要支援者の名簿と居住図の作成及び更新並びに場所を確認すること。

(7) 情報収集に関すること。

ア. 防災活動に資するため隣近所の顔見知りの輪を広げること。

3 災害時における活動

災害時の活動は、6担当分野に分け支援活動を行うこと。

(1) 情報担当

ア. 区域内の被災状況等の情報収集・連絡・報告を行うこと。

(2) 消火担当

ア. 消火器、バケツによる初期消火のみ行うこと。

(3) 救出救護担当

ア. 負傷者の救出・救護・応急手当、安否確認を行うこと。

(4) 避難誘導担当

ア. 避難場所・避難施設への誘導を行うこと。

(5) 給食給水担当

ア. 飲料水・食料の手配、分配を行うこと。

(6) 要支援担当

ア. 避難行動要支援者の支援を行うこと。

(組織体制)

第3条 本会は、防災活動を効率的及び円滑に行うため町内区域割を以下の通り編成する。

2 原町内会を6ブロックに分けて編成する。

(1) 本鵜沼Aブロックは本鵜沼2丁目区域とする。

(2) 本鵜沼Bブロックは本鵜沼3丁目区域とする。

(3) 本鵜沼Cブロックは本鵜沼4丁目区域とする。

(4) 桜が岡Aブロックは桜が岡3丁目西区域とする。

(5) 桜が岡Bブロックは桜が岡3丁目東区域とする。

(6) 桜が岡Cブロックは桜が岡3丁目南区域とする。

3 各ブロックの組織体制は以下の体制とする。

(1) 本鵜沼Aブロックは以下の体制とする。

防災会長—本鵜沼防災部長—本鵜沼Aブロック長—本鵜沼Aブロック防災組長

(2) 本鵜沼Bブロックは以下の体制とする。

防災会長—本鵜沼防災部長—本鵜沼Bブロック長—本鵜沼Bブロック防災組長

(3) 本鵜沼Cブロックは以下の体制とする。

防災会長—本鵜沼防災部長—本鵜沼Cブロック長—本鵜沼Cブロック防災組長

(4) 桜が岡Aブロックは以下の体制とする。

防災会長一桜が岡防災部長一桜が岡Aブロック長一桜が岡Aブロック防災組長

(5) 桜が岡Bブロックは以下の体制とする。

防災会長一桜が岡防災部長一桜が岡Bブロック長一桜が岡Bブロック防災組長

(6) 桜が岡Cブロックは以下の体制とする。

防災会長一桜が岡防災部長一桜が岡Cブロック長一桜が岡Cブロック防災組長

4 大規模災害(津波、洪水)発生時には上記組織体制は「災害対策本部」に移行する。

(役員等)

第4条 本会に次の役員等を置く。

2 防災会長

(1) 防災会長は、町内会会長が兼務する。

3 防災部長

(1) 本鶴沼防災部長は、町内会役員が兼務する。

(2) 桜が岡防災部長は、町内会役員が兼務する。

4 ブロック長

(1) 本鶴沼Aブロック長は、町内会役員が兼務する。

(2) 本鶴沼Bブロック長は、町内会役員が兼務する。

(3) 本鶴沼Cブロック長は、町内会役員が兼務する。

(4) 桜が岡Aブロック長は、町内会役員が兼務する。

(5) 桜が岡Bブロック長は、町内会役員が兼務する。

(6) 桜が岡Cブロック長は、町内会役員が兼務する。

5 防災組長は、本鶴沼A・B・Cブロック内の各組長と桜が岡A・B・Cブロック内の各組長とする。

(1) 本鶴沼Aブロック防災組長は、27A・27B・28A・28B・29B・29C・30・32・33A・33B・33C・34A・34B
35A・35C・36・37・38A・38B・39A・39B・40A・40B・41・49・60・100A・100B・102・130・131・132
133・134・24C組長が担務する。

(2) 本鶴沼Bブロック防災組長は、22・23A・23B・24A・24B・24C・25・26・43A・43B・44A・44B・45A・45B
46A・46B・47・48A・48B・50・51・52・53・54・55A・55B・55C・56・57・59A・59B・103A・103B・105・
111・135・136・137・138・139A・139B・140・141・142・143組長が担務する。

(3) 本鶴沼Cブロック防災組長は、1・2・3・4・5・6A・6B・7A・7B・8A・8B・9・10B・11・12・13A・13B・14・15

16・17A・17B・18・19・20・68・104・107・108・109・112・114・115・116・117・118・119・145A
145B・146・147・148・149・150・151・144A・144B・152・153・154組長が担務する。

(4)桜が岡Aブロック防災組長は、61・62A・63A・63B・63C・65・66・67・75A・75B・75C・84・85・86A・86B
87・88A・88B・88C・89・90B組長が担務する。

(5)桜が岡Bブロック防災組長は、64・69・70A・70B・71A・71B・71C・77A・77B・78・79A・79B・79C・80A
80B・81A・81B・83・95・113・162・163・164組長が担務する。

(6)桜が岡Cブロック防災組長は、72A・72B・73A・73B・74A・74B・76・90A・91A・91B・93・94A・94B・96
97A・97B・99・110・160・161組長が担務する。

(役員等の任務)

第5条 本会は、防災活動を効率的に行うための役員等の任務は以下の通りとする。

2 平常時における任務

(1)防災会長

ア. 本会の責任者として、第2条2項に定める防災活動全体の計画・開催・参加要請に関する任務を行うこと。

(2)防災部長

ア. 防災部長は、防災会長を補佐し会長に事故のある時はその任務を行うこと。

イ. 防災部長は、第2条2項に定める防災活動全体の計画・開催・参加に関する任務を行うこと。

(3)ブロック長

ア. ブロック長は、防災部長を補佐し部長に事故のある時はその任務を行うこと。

イ. ブロック長は、第2条2項に定める防災活動全体の計画・開催・参加に関する任務を行うこと。

(4)防災組長

ア. 防災組長は、組長間の連携を図り第2条2項に定める任務を行うこと。

イ. 防災組長は、「ヘルメット」「防災組長ステッカー」「防災関連ファイル」を引継ぎ、受渡しを行う。

3 災害時における任務

(1)防災会長

ア. 本会の災害対策本部長として、第2条3項に定める防災活動全体の把握・指揮・命令・要請に関する任務を行うこと。

イ. 行政・近隣自治会等との対外折衝に関する任務を行うこと。

ウ. その他、町内会内の災害対応に必要な事項に関する任務を行うこと。

(2)防災部長

ア. 防災部長は、防災会長を補佐し会長に事故のある時はその任務を行うこと。

イ. 災害対策副本部長として、第2条3項に定める防災活動全体の把握とブロック長に対し防災活動の・指揮・命令に関する任務を行うこと。

(3) ブロック長

ア. ブロック長は、防災部長を補佐し部長に事故のある時はその任務を行うこと。

イ. 災害対策本部ブロック長として、第2条3項に定める防災活動全体の把握と防災組長に対し防災活動の指揮命令に関する任務を行うこと。

(4) 防災組長

ア. 防災組長は、ブロック長の指揮のもと第2条3項に定める任務を行うこと。

附則

この規程は、平成29年4月10日から改定実施する。